

「滋賀県がん対策推進計画（第3期）（案）」の概要

〔計画期間〕平成30年度（2018年度）～平成35年度（2023年度）（6年間）

計画改定の趣旨

がん対策基本法が平成28年（2016年）12月に一部改正され、基本理念には医療の提供だけでなく、社会環境の整備が図られることが追加された。第2期滋賀県がん対策推進計画が平成29年度で終期を迎え、国の「がん対策推進基本計画」を踏まえて、がん対策を見直し計画を改定する。

計画の位置づけ

がん対策基本法第12条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」にあたる。
「健康いきいき21健康しが推進プラン」「保健医療計画」との整合性を図り、一体的な事業を推進する。

計画の構成

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 基本方針
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

第2章 本県のがんに関する現状

- 1 死亡
- 2 罹患
- 3 医療

第3章 基本理念および全体目標

第4章 分野別施策および目標

1 がん予防

- (1) がんの予防
- (2) がんの早期発見・がん検診

2 がん医療の充実

- (1) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実
- (2) がんゲノム医療
- (3) チーム医療の推進
- (4) がんのリハビリテーション
- (5) 支持療法の推進
- (6) 希少がん、難治性がん対策
- (7) 小児がん、AYA（思春期・若年成人）世代のがん
- (8) がん研究
- (9) 病理診断

3 がんとの共生

- (1) がんと診断されたときからの緩和ケア
- (2) 相談支援・情報提供
- (3) 地域連携と在宅医療の充実
- (4) がん患者・家族等の社会的な問題について
- (5) ライフステージに応じたがん対策

4 これらを支える基盤の整備

- (1) 人材育成
- (2) がん教育、がんに関する知識の普及啓発
- (3) がん登録

第5章 がん対策を推進するためにそれぞれの主体に期待される役割

第6章 計画の進行管理と評価

基本理念および全体目標

基本理念：県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現

～県民が、がんを知り、がんを予防し、がんになっても納得した医療・支援が切れ目なく受けられ、自分らしく暮らせる滋賀を目指して～

<全体目標>

○科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ○患者本位のがん医療の実現 ○尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築

分野別施策および目標

1. がんの予防

がんの罹患率の減少

【年齢調整罹患率の減少】

がんが早期発見される

【臨床進行度分布の早期がんの割合の増加】

(1) がん予防

- 喫煙対策
- 禁煙支援
- 食生活、生活習慣、体型の見直し
- 感染症対策と知識の普及

(2) がんの早期発見・がん検診

- 受診率向上対策
- がん検診精度管理の維持向上
- 職域におけるがん検診の精度管理の推進

2. がん医療の充実

がんの死亡率の減少

【75歳未満年齢調整死亡率の減少】

がん治療の向上

【5年相対生存率の向上】

(1) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実

- がん医療体制の強化
- 各治療法の提供体制の強化

(2) がんゲノム医療

- 個別化医療の提供

(3) チーム医療の推進

- 多職種連携医療の体制の充実

(4) がんのリハビリテーション

- リハビリテーションの提供

(5) 支持療法の推進

- 副作用対策の充実

(6) 希少がん、難治性がん対策

- 中核的医療機関との連携による医療提供

(7) 小児がん、AYA（思春期・若年成人）世代のがん

- 年齢特性に応じた医療の提供

(8) がん研究

- 治験や高度先進医療の情報提供

(9) 病理診断

- 病理診断体制の整備
- 適切な病理診断の実施

3. がんとの共生

がん患者・家族の苦痛の軽減とQOLの改善がされる

がん患者・家族に必要な情報提供がされる

住んでいる地域で望むがん治療が受けられる

がん患者・家族が安心して在宅療養生活が送れている

がん治療と仕事の両立を望むがん患者が支援を受けられる

県民にがん治療と仕事の両立が出来るという認識が広がる

県民にがんと学校生活の両立が出来るという認識が広がる

(1) がんと診断されたときからの緩和ケア

- 早期からの緩和ケアの提供
- 緩和ケアの質の向上

(2) 相談支援・情報提供

- 情報提供の充実
- がん患者団体との連携の強化

(3) 地域連携と在宅医療の充実

- 地域連携クリティカルパスの活用促進
- 在宅療養支援体制の推進

(4) がん患者・家族等の社会的な問題について

- がん治療と仕事の両立支援の充実
- 経済、生活や外見支援の充実

(5) ライフステージに応じたがん対策

- 小児がん・AYA世代の相談支援体制の整備
- 生殖機能温存の情報提供
- 高齢者に対する意思決定支援

4. これらを支える基盤の整備

がん予防・医療・支援の人材が確保

県民、がん患者・家族、医療保健福祉労働関係者等がそれぞれの立場でがんを考え、がん向き合うことが出来る

がん登録による施策の立案

(1) 人材育成

- 専門的な医療従事者の育成・配置
- (2) がん教育、がんに関する知識の普及啓発
- がん教育の充実
- 関係組織との連携による啓発の充実

(3) がん登録

- がん登録の適切な情報提供